

平成27年10月1日

各指定就労継続支援 A 型事業所管理者 様

名古屋市健康福祉局
障害福祉部障害者支援課長

指定就労継続支援 A 型における適正な事業運営の確保について

みだしのことにつきまして、別添のとおり、厚生労働省より通知（以下「本件通知」といいます。）がありましたのでお知らせします。

本件通知の中では、指定就労継続支援 A 型における不適切な事業運営の事例として、①生産活動の内容が不適切と考えられる事例、②サービス提供の形態が不適切と考えられる事例、③一定期間経過後に事業所を退所させている事例が挙げられています。

本市においても、従前より、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第10条の規定に基づき、指定就労継続支援 A 型事業所の実地指導を行うなかで、①利用者の賃金に見合う事業収入の確保に努めること、施設外就労は利用者の就労能力や賃金の向上及び一般就労への移行に資すると認められる内容にすること、利用者に対し生産活動の機会の提供に努めること、就労機会の提供に当たって収益の上がらない仕事を提供しないこと、②個別支援計画を適切に作成すること、短時間利用減算を解消するために必要な措置を講じること、③正当な理由なくサービスの提供を拒否しないことなどについて改善を求めているところです。

今後、本市といたしましても、本件通知に沿った指導の徹底を図ってまいりますので、各事業所におかれましても、本件通知の趣旨及び内容をご理解いただき、適正な運営に努めていただきますよう、よろしく申し上げます。

（指導係：972-2578）